ＴＯＫＹＯ Ｘブランド強化支援事業費補助金交付要綱

30産労農振第2488号
平成31年３月29日
最終改正　31産労農振第2159号
令和２年３月９日

第１　通則

ＴＯＫＹＯ Ｘブランド強化支援事業を実施するためのＴＯＫＹＯ Ｘブランド強化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）について、ＴＯＫＹＯ Ｘブランド強化支援事業を実施する団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、東京都補助金交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

第２　事業の目的

トウキョウＸの生産規模拡大に必要な取組を行う団体及び農家に対し、公的機関による肉質評価の導入、繁殖成績を高めるための農家指導体制の拡充や新規生産者の開拓、種豚購入費や輸送費の助成による農家負担の軽減など、生産拡大に向けた経費助成による支援を行うことにより、畜産経営の維持とＴＯＫＹＯ Ｘ供給の安定及びブランド力強化を図ることを目的とする。

第３　定義

１　この要綱において、「トウキョウＸ」とは、豚の品種をいう。

２　この要綱において、「ＴＯＫＹＯ Ｘ」とは、と畜され、精肉に加工された畜産物のことをいう。

第４　事業の内容・補助対象等

１　補助の対象とする事業の内容、実施方法、事業実施主体、補助率及び採択基準については、別表１に定める。

２　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第２条第３号に規定する暴力団員及び同条第４号に規定する暴力団関係者をいう。）又は暴力団（条例第２条第２号に規定する暴力団をいう。）に該当する場合は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。また、申請者が法人その他の団体にあっては、その代表者、役員、使用人、従業員、構成員等に暴力団員等又は暴力団に該当する者がある場合についても、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

第５　申請の手続

１　申請者は、事業の実施及び補助金の交付を受けるに当たり、補助金交付申請書（別記様式第１号）を別に定める期日までに知事に提出し、知事の承認を受けるものとする。

２　前項の規定による申請書には、全ての事業項目において、事業計画の内訳として別記様式第１号の別紙１を、別表１の事業項目①から④までを実施するにあたっては、別紙２を、別表１の事業項目⑤を実施するにあたっては、別紙３を添付するものとする。

３　申請者は、第１項の規定による申請書を提出するに当たって、申請者において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当

する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

4　申請者が第１項の規定による申請書を提出するに当たっては、申請書とともに誓約書（別記様式第１号の別紙４）を提出しなければならない。

第６　補助金交付の決定

1　知事は、第５第１項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、補助金交付を決定し、補助金交付決定通知書（別記様式第２号）により事業実施主体に通知する。

2　前項の場合において、知事は適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項に修正を加え、又は条件を付すことができる。

3　補助金の交付の決定通知を受けた者（以下「事業実施主体」という。）は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知受領後１４日以内に申請の撤回をすることができる。

第７　事情変更による決定の取消し等

1　知事は、交付決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2　前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災事変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。

3　第１項の規定による補助金の交付決定の取消しにより特別に必要になった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金を交付することができる。

(1)　補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2)　補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

第8 承認事項

1 事業実施主体が、次のいずれかに該当する場合又は事業の中止若しくは廃止をしようとするときは、あらかじめ事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1)　補助事業に要する事業費の変更（事業費の 20％を超える額の変更以外の軽微な変更を除く。）をしようとするとき。

(2)　補助事業の内容の変更をするとき。

(3)　その他知事が必要と認める事項を変更しようとするとき。

2　知事は、前項の申請があった場合において必要と認めるときは、申請事項に修正を加え、又は条件を付すことができる。

第９　事故報告等

事業実施主体は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに事故報告書（別記様式第４号）を知事に提出しなければな

らない。

第１０　事業実施状況報告

１　事業実施主体は、事業の遂行状況について、事業実施状況報告書(別記様式第５号）を作成し、各四半期最終日の属する月の翌月 15 日までに知事に提出しなければならない。ただし、第４四半期については、実績報告書をもって代えることができる。

２　知事は、前項に定めるもののほか、必要な書類の提出を求めることができる。

第１１　補助事業の遂行命令

１　知事は、事業実施主体が提出する報告書、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 221 条第２項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、事業実施主体に対し、これらに従って当該補助事業を遂行することを命ずる。

２　知事は、事業実施主体が前項の命令に違反したときは、事業実施主体に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

第１２　実績報告

１　事業実施主体は、補助事業が完了したとき又は補助事業が完了しない場合で都の会計年度が終了したときは、実績報告書（別記様式第６号）を知事に提出しなければならない。第８の規定による事業の廃止につき知事の承認を得た場合も同様とする。

２　前項の実績報告書には、別表１に定める事業項目のうち、全ての事業項目において別記様式第６号の別紙１を、別表１の事業項目①から④までを実施した場合は別紙２を、別表１の事業項目⑤を実施した場合は別紙３を添付するものとする。別紙２には、計算の根拠となる書類その他知事が必要とする書類を添付することとする。

３　第５第３項ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、第１項の実績報告書を提出するに当たって、各実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

４　第５第３項ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、第１項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第７号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

第１３　補助金の額の確定

知事は、第１２の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査、必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の成果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知する。

第１４　是正のための措置

１　第１３の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずることができる。

２　第１２の規定は、前項の命令により事業実施主体が必要な処置をした場合について準用する。

第１５　補助金の請求

１　事業実施主体が補助金を請求しようとするときは、補助金請求書（別記様式第８号）を知

事に提出するものとする。
2 知事は、前項の規定による請求書の提出があったときは、当該補助金を支出する。

第１６ 補助金の概算払

1 知事は、事業の遂行に当たって必要があると認めたときは、第１５の規定にかかわらず補助金の全部又は一部を概算払することができる。
2 事業実施主体は、補助金の概算払を請求しようとするときは、補助金概算払請求書（別記様式第９号）を知事に提出しなければならない。
3 事業実施主体は、概算払を受けた場合にあっては第１３の額の確定後、補助金概算払精算書（別記様式第 10 号）を知事に提出しなければならない。
4 公益財団法人東京都農林水産振興財団が事業実施主体となる事業にあっては、概算払は四半期ごとに行い、毎回の精算を省略し一括して精算することができるものとする。

第１７ 決定の取消し

1 知事は、事業実施主体が次のいずれかに該当した場合には、補助金の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
(2) 補助金を他の用途に使用したとき。
(3) 事業実施主体（法人その他の団体にあっては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等を含む。）が、暴力団員等又は暴力団に該当するに至ったとき。
(4) その他交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令又は交付の決定に基づく命令に違反したとき。
2 前項の規定は、第１３の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

第１８ 補助金の返還

1 知事は、第７又は第１７の規定により交付の決定を取り消した場合においては、事業実施主体に通知するとともに、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に事業実施主体に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。
2 知事は、第１３の規定により事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

第１９ 違約加算金及び延滞金

1 事業実施主体は、第１７の規定により交付の決定の全部又は一部を取り消された場合において、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
2 事業実施主体は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金(100 円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
3 前２項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間においても、365 日当たりの割合とする。

第２０ 違約加算金及び延滞金の計算

1 補助金が２回以上に分けて交付されている場合における第１９第１項の規定の適用につ

いては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額が、その日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

2　第１９第１項の規定により違約加算金の納付を命ぜられた場合において、事業実施主体の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金はまず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てるものとする。

3　第１９第２項の規定により延滞金の納付を命ぜられた場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第２１　他の補助金の一時停止等

知事は、事業実施主体に対し補助金の返還を命じ、事業実施主体が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、事業実施主体に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

第２２　財産処分の制限

事業実施主体が補助事業により取得し、又は効用を増加した財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときはあらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、当該財産について減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている期間を経過した場合は、この限りでない。

第２３　帳簿の整理保存

事業実施主体は、補助事業の状況、費用の収支その他事業に係る事項を明らかにする書類及び帳簿を事業の終了年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

附　則

この要綱は、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

別表１

事　業　種　目 事　業　項　目	事業の内容	実施方法	事業実施主体	補助率	採択基準
ＴＯＫＹＯ Ｘブランド 強化支援					
①公的機関による肉質評価の導入支援	肉質評価の適正化推進支援 公益財団法人日本食肉格付協会（以下「(公財)日格協」という。）が「豚枝肉取引規格」に基づいて実施するトウキョウ Ｘの格付並びに豚肉の脂肪交雑判定及び判定証明書の料金の助成	格付頭数の確認は、事業実施主体が(公財)日格協が発行する格付頭数を証する書面(の写し)をもって、事業実施主体が行う。	生産者団体等	1/2 以内	
②種豚導入費の補助	ア　豚の増頭及び更新の促進 トウキョウ Ｘ生産者の種豚の増頭及び更新を促進するため、生産者団体等が行う種豚導入事業に要する経費の助成 イ　新規生産者の種豚導入費補助 トウキョウ Ｘの新規生産者を確保するため、生産者団体等が行う種豚導入事業に要する経費の助成	(1)採択基準を判断するための出荷頭数の確認は、事業実施主体が格付施設の管理者が発行する格付頭数を証する書面（の写し）をもって行う。 (2)種豚導入頭数の確認は、公益財団法人農林水産振興財団青梅畜産センターの発行する書面等（の写し）をもって、事業実施主体が行う。	生産者団体等	1/4 以内	以下のうち、ア及びイ、又はア及びウを満たすこと。 ア　事業項目①を実施したトウキョウ Ｘ 生産農家。ただし、(公財)日格協やと畜場側の理由により、(公財)日格協の格付けを受けられない、又は枝肉の格付内容を証する書類において外観及び肉質評価が数値で表せない場合は除く。 イ　前年の出荷実績に比して８％以上出荷頭数を増頭したトウキョウＸ生産農家。ただし、繁殖のみを実施する生産者については、当該生産者が繁殖したトウキョウＸの肥育のみを実施する生産者の出荷頭数に

事業種目 事業項目	事業の内容	実施方法	事業実施主体	補助率	採択基準
ＴＯＫＹＯ Ｘブランド 強化支援					
					より対象とすることができる。出荷頭数は都が生産者団体から報告を受け確認する。 ウ　新たにトウキョウＸの生産を開始し、生産計画を策定した養豚農家
③輸送費の補助	トウキョウ Ｘの出荷量を維持・増加させるため、生産者団体等が行う家畜輸送事業に要する経費の助成	出荷頭数の確認は、事業実施主体が各と畜場が発行すると畜証明書（の写し）をもって行う。	生産者団体等	1/2 以内	事業項目①を実施したトウキョウ X 生産農家。ただし、(公財) 日格協やと畜場側の理由により、(公財) 日格協の格付けを受けられない、又は枝肉の格付内容を証する書類において外観及び肉質評価が数値で表せない場合は除く。
④調整事務費	生産者との連絡調整、申請などに必要な文書作成に要する事務に要する経費の助成		生産者団体等	10/10 以内	
⑤生産者指導体制の強化	ア　生産者への技術指導の充実 トウキョウＸ生産者への育成技術指導を強化するための指導経費の助成 イ　新規生産者確保対策 新規生産者確保のための活動経費の助成 ウ　肉質向上対策 トウキョウＸを格付で規格外とされる「むれ肉」を排除するため種豚（雄）の DNA 検査に必要な経費の助成 エ　食肉格付時の立会い 適正な格付が実施されているかの確認と、格付に関する情報収集を実施するための経費の		公益財団法人東京都農林水産振興財団	10/10 以内	

事　業　種　目 事　業　項　目	事業の内容	実施方法	事業実施主体	補助率	採択基準
ＴＯＫＹＯ Ｘブランド 強化支援					
	助成				

別表２

項目	積算根拠・計算式等
輸送一回当たりの標準経費	＝（人件費）＋（燃料費）＋（高速道路等料金）
人件費	＝（標準時給）×｛(移動に要する時間）＋（衛生対策・積卸しに要する時間)｝
燃料費	＝（所要燃料）×（燃料単価）
高速道路料金	目的地まで最も効率的な経路を通過するために必要な最低料金又は領収書により確認できる料金 ※最低料金は 9 時～17 時に通行した際の ETC 料金とする。
標準時給	1985.948 円 ※厚生労働省　毎月勤労統計調査　事業所５人以上　運輸業、郵便業　（月間現金給与額）÷（月間実労働時間）の平成 27 年度～平成 29 年度の三カ年平均
移動に要する時間	＝（高速道路の距離）　÷　80　＋　（都市高速道路の距離）　÷　60　＋　（一般道路の距離）　÷　30 ※高速道路とは高速自動車国道法に定める高速自動車国道、都市高速道路とは自動車専用道路で首都高等のおおむね制限時速を毎時 60km とする道路とする。
衛生対策・積卸しに要する時間	＝（衛生対策・積卸しに要する標準時間）　×　（積卸しの回数）
衛生対策・積卸しに要する標準時間	30 分／１回

項目	積算根拠・計算式等
積卸しの回数	２回（荷積み・荷下ろし） ※生体輸送で、いくつかの農場を経由して運搬する場合には経由する農場が１カ所増えるごとに＋１回（経由によらず往復輸送を複数回実施する場合は＋２回）
所要燃料	＝｛(高速道路の距離）＋（都市高速道路の距離）＋（一般道路の距離)｝÷（標準燃費）
標準燃費	3.70km/リットル ※国土交通省　自動車燃料消費量統計　軽油　営業用貨物　普通車　（走行キロ）÷（燃料消費量）の平成 27 年度～平成 29 年度の三カ年平均
燃料単価	経済産業省　資源エネルギー庁　石油製品価格調査　１．給油所小売価格調査 （http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/petroleum_and_lpgas/pl007/results.html） に掲示されている最新の軽油価格を用いて、知事が四半期ごとに通知するものとする。 ただし、実施計画策定時には同調査　週次の平成 27 年度～平成 29 年度の三カ年平均 110.6 円を用いることができる。
高速道路の距離 都市高速道路の距離	各道路を管理する道路株式会社が公開している距離とする。

項目	積算根拠・計算式等
一般道路の距離	生体輸送において、高速道路を使用し、かつ複数の農場を経由して運搬する場合においては、最寄りのインターチェンジまでの平均距離及び同一のインターチェンジを使用する農場と農場の間の平均距離を算出して、次式にて算出できるものとする。距離の算出は直線距離によらず効率的な移動経路の道のりを用いることもできる。 ＝（最寄りのインターチェンジまでの平均距離）＋（農場と農場の間の平均距離）×｛(経由する農場の数）－１｝ ＋｛(経由するインターチェンジまでの平均距離）×２　＋（農場と農場の間の平均距離）×｛(経由する農場の数）－１｝｝※ ＋（と畜場からと畜場最寄りのインターチェンジまでの距離） それ以外の場合は実距離とする。 ※経由するインターチェンジごとに算出し加算すること。